

公益財団法人横浜市消費者協会職員給与規程

制 定 平成24年11月 1日
改 正 平成30年 3月 8日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市消費者協会（以下「協会」という。）就業規程第29条に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、給料、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外・休日勤務手当、主任手当、講師手当、賞与及び管理職手当並びに退職手当（以下「諸手当」という。）とする。

(給与額及び決定基準)

第3条 前条に規定する給料及び諸手当の額及び決定方法は、横浜市一般職職員に適用される制度として定められたものに準拠し専務理事が定める。

(給料等の支給日)

第4条 給与の計算期間は、毎月1日から当月の末日までとし、その支給日は次のとおりとする。ただし、横浜市に準じて繰り上げ支給又は繰り下げ支給を行うことができる。

- (1) 給料、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、主任手当及び管理職手当
勤務すべき当該月の5日
- (2) 時間外・休日勤務手当及び講師手当
勤務をした翌々月の5日
- (3) 賞与及び退職手当
専務理事が定める日

(採用者等の給料支給基準)

第5条 新たに職員になった者には、採用の日から、昇給等給料額に異動が生じたときには、その日から、新たに定められた給料を支給する。

2 職員が採用又は解職され、若しくは退職（死亡を含む。）したときは、その採用又は解職若しくは退職の日までをその月の日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数の日割によって計算する。

(休暇等の給料)

第6条 協会職員就業規程に定めた年次休暇及び特別休暇のうち病気休暇、結婚休暇、服忌休暇、夏季休暇、公民権行使休暇、生理日休暇、出産休暇、育児時間休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇については給料を支給し、その他の特別休暇並びに育児休業及び介護休業については給料を支給しない。

(欠勤に伴う減額)

第7条 協会職員就業規程第16条に規定する欠勤が生じたときは、1時間当たりの給料額に欠勤した時間数を乗じた額を減額する。

(昇給)

第8条 職員の定期昇給は、毎年4月1日に、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

2 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのため危篤となり、若しくは著しい障害の状態となった場合、事業の廃止又は縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により解雇する場合、業務上の原因により退職若しくは死亡した場合又はこれらに準ずるものと認めた場合は、専務理事が定める日に昇給させることがある。

3 前2項の昇給区分、昇給幅に関する事項については、横浜市一般職職員に適用される制度として定められたものを準用する。

4 第1項及び第2項に規定する昇給については、協会の財政状況を勘案して、予算の範囲内で行う。

(昇格・降格)

第9条 職員を上位職に昇任させること等に伴い、上位の級に昇格させる。

2 職員を下位職に降任させること等に伴い、下位の級に降格させる。

3 前2項に規定する昇格及び降格に伴う給料の決定については、横浜市一般職職員に適用される制度として定められたものを準用する。

(地域手当)

第10条 職員には、地域手当を支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていることを専務理事が認めた者とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害のある者

(住居手当)

第12条 自ら居住するために借り受けた住居の家賃を支払っている職員には、住居手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員には、通勤手当を支給する。

(時間外・休日勤務手当)

第14条 協会職員就業規程第21条の規程に基づく時間外勤務等に従事した職員には、時間外・休日勤務手当を支給する。

(主任手当)

第15条 業務の取りまとめ等を行う業務に従事する職員(主任)には、主任手当を支給する。

(講師手当)

第16条 業務に関連する講座等の講師業務に従事し、特に準備等の負担が生じたと認められた職員には、講師手当を支給する。

(賞与)

第17条 6月及び12月の1日に在職する職員には、協会の業務状況及び収支の状況を踏まえるとともに、各職員の業務実績に基づいて、賞与を支給する。

2 前項に規定する賞与の支給方法及び支給基準については専務理事が定める。

(管理職手当)

第18条 管理又は監督の地位にある職員に対しては、その職の特殊性に基づき管理職手当を支給する。

(退職手当)

第19条 職員が退職(死亡による退職を含む。)したときは、その者又はその者の遺族に、退職手当を支給する。

2 協会職員就業規程第36条第2項第5号の規定に基づく懲戒解雇した場合には、退職手当は支給しない。

3 退職後、協会職員就業規程第36条第1項に該当する在職中の制裁事由が発覚したときは、退職手当の全額又は減額相当分の返還を求めることがある。

(退職手当額の算定等)

第20条 退職手当算定の基礎となる給料月額、勤続年数その他退職手当支給に関する取扱いについては、横浜市一般職職員に適用される制度として定められたものを準用する。

(休職者の給与)

第21条 労働基準法施行規則第35条に掲げる疾病により協会職員就業規程第30条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職したときは、その休職期間中、給料及び扶養手当合算額の100分の60を支給する。

2 協会職員就業規程第30条第1項第1号に掲げる事由(前項に該当する場合を除く。)に該当するとして休職させたときは、休職期間が1年に達する日まで給料及び扶養手当合算額の100分の80を支給する。

3 協会職員就業規程第30条第1項第2号に掲げる事由に該当するとして休職させたときは、その休職期間中、給料及び扶養手当合算額の100分の60を支給する。

(外部登用管理職職員の給与等)

第22条 外部登用管理職職員の給料及び諸手当については、専務理事が定める。

(委任)

第23条 この規程の実施について必要な事項は、専務理事が定める。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月8日から施行する。